

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

古本

百本

70  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
30

端裏書

東洋年貢之別對之事



一 高三音公守邦奉答 下 納六音村

張乃志居邦

百三音公守邦奉答 龍友之記

落四音公守邦奉答 川山落荒北

四三音公守邦奉答 細子

友百三音公守邦奉答

殘高百三音公守邦奉答

以欽

百三音公守邦奉答 田方

付三音公守邦奉答 元四三音八七

五三音公守邦奉答 四三音三記奉答

少三音公守邦奉答 元三音三記

四三音公守邦奉答 四三音三記奉答

付三音公守邦奉答 元三音三記

三三音公守邦奉答 田方

下...  
付...  
元...

五石...  
因...

少...  
元...

即...  
因...

付...  
元...

指...  
烟...

付...  
元...

去...  
元...

付...  
元...

去...  
元...

付...  
元...

出...

# 一

心...  
川...

四...  
加...

三...  
丑...

張...

此...

百...  
四...

付...  
元...

四石 五石 六石 七石 八石  
九石 十石 十一石 十二石  
十三石 十四石 十五石 十六石  
十七石 十八石 十九石 二十石

張子四石五石六石七石八石

此紙

百石 張子四石五石六石七石八石 四方

付九石及十石者亦非也 凡九石以下者皆也

五石 六石 七石

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

六石

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

七石 八石 九石 十石

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

八石 九石 十石

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

九石 十石

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

本石及十石者亦非也

一 高石 九石 十石 四方

四方

付九石及十石者亦非也

凡九石以下者皆也

廿九年三月廿六日

先主御上及皇太后

本家及古德堂等并奉命

一 高野寺并七合田方

言改新田

以奉命并奉命

先主御上及皇太后

奉命并奉命并奉命

外

一 田之御持部

言改新田

以奉命并奉命

但主御上及皇太后

一 奉命并奉命

言改新田

拂与昔御持部等并奉命

一 奉命并奉命

言改新田

拂与昔御持部等并奉命

一 奉命并奉命

言改新田

拂与昔御持部等并奉命

一 奉命并奉命

言改新田

奉命并奉命并奉命

外

一 田之取捨

計取米五石六斗

書後附金

但三石六斗

一 米八石六斗六升

即非出月

掛之書取捨米五石六斗六升

一 米四石八斗六升

六尺給

掛之書取捨米五石六斗六升

一 米三石六斗六升

即非出月

掛之書取捨米五石六斗六升

一 米二石六斗六升

即非出月

總

米音取捨米五石六斗六升

米音取捨米五石六斗六升

右者取捨申述公米定免之由案

沖城圖書局之通函案村中亦

可入此之者之取捨之令也

高平刻令之取捨十月限

高平刻令之取捨十月限

續  
永春堂藏書

百著卷之申述六年定免之由案  
冲城圖書局之通函案村中亦  
可證入能之者之之強之令之  
高下刻之其書有十日限  
志及之皆詳也

寶曆元年十月  
江澤



右村

組氏  
書



卷之十四 目錄

裏繼目印

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

一 卷之十四 目錄

裏継目印

Handwritten text at the top of the page, likely a title or header.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Handwritten text line.

Large handwritten text line.

Handwritten text line at the bottom.

裏繼目印

2. 林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆

林 隆 隆 隆 隆

林 隆 隆 隆 隆

林 隆 隆 隆 隆

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

1. 林 隆 隆 隆 隆 隆 隆 隆 隆

1552 1-8

林 隆 隆 隆 隆 隆 隆 隆 隆